

○新発田市辺地共聴施設改修事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第64号

新発田市辺地共聴施設改修事業補助金交付要綱を次のように定め、平成31年4月1日から実施する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、個別アンテナ受信の一般世帯と比較し世帯当たりの負担費用が著しく高額となる共聴組合の経済的な負担の軽減を図るため、辺地共聴施設の更新又は改修を行う共聴組合に対し、予算の範囲内において辺地共聴施設改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 辺地共聴施設 山間地等地理的条件による地上テレビジョン放送の難視聴を解消するため、専ら地上テレビジョン放送を受信し、かつ、同時再放送することにより当該放送の視聴を可能とするための施設をいう。
- (2) 共聴組合 市内において辺地共聴施設を設置管理するために組織された団体をいう。

(交付対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、共聴組合が実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 経年による老朽化により辺地共聴施設を更新し、又は改修する事業
- (2) 自然災害等により損傷した辺地共聴施設を更新し、又は改修する事業

2 前項の規定にかかわらず、受信者の宅内設備を更新し、又は改修する事業は、交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とする。

2 前項の補助対象経費に保険金又はこの要綱による補助金以外の補助金若しくはこれに類する収入がある場合は、その額を当該補助対象経費から控除した額を補助対象経費と

する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は補助対象経費から組合世帯数に35,000円を乗じて得た額を控除して得た額のいずれか低い額とし、300万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(再交付の制限)

第6条 補助対象事業となった辺地共聴施設に係る再度の補助金の交付は、前回の補助金の交付から10年を経過しなければ行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自然災害等により辺地共聴施設に損傷その他市長が特別な事情があると認めたときは、補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業に係る補助金の交付の申請は、事業の着工前までに行うものとし、あらかじめ事業の実施年度が明らかな場合は、事業を開始する日が属する年度の前年度の8月末までに新発田市辺地共聴施設改修事業計画書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、自然災害等により緊急の更新又は改修が必要となったときは、この限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする共聴組合は、新発田市辺地共聴施設改修事業補助金交付申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、新発田市辺地共聴施設改修事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)又は新発田市辺地共聴施設改修事業補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該共聴組合に通知するものとする。

(事業計画の変更の承認の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた共聴組合(以下「決定組合」という。)は、補助対象事業について、変更しようとするときは、速やかに新発田市辺地共聴施設改修事業補助金交付変更申請書(別記第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付

額を変更することと決定した場合は、新発田市辺地共聴施設改修事業補助金交付決定変更通知書（別記第6号様式）により、当該決定組合に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 決定組合は、当該補助対象事業が完了したときは、直ちに新発田市辺地共聴施設改修事業実績報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は、新発田市辺地共聴施設改修事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、当該決定組合に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第12条 決定組合は、当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しておかななければならない。

（報告等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、決定組合に対して報告を求め、書類、帳簿若しくは当該事業の遂行状況を検査し、又は監督上必要な指示をすることができる。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、決定組合が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行が不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、新発田市辺地共聴施設改修事業補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により当該決定組合に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付された補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

前 文（令和3年告示第156号）抄  
令和3年4月1日から実施した。

附 則（令和3年告示第156号）

この告示の実施の際、改正前の新発田市辺地共聴施設改修事業補助金交付要綱別記第1号様式、別記第2号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式により使用されている書類は、この告示による改正後の新発田市辺地共聴施設改修事業補助金交付要綱の様式によるものとみなす。